

社会教育士の名簿について

1 名簿の活用について

市町村及び地域において名簿をどのような場面で活用できるか、あらかじめ検討しておくことにより、活用を進めやすくなると考えられる。

【例】社会教育委員への参画、地域学校協働活動への参加、公民館と連携した障害者の生涯学習等の各分野の学びの推進、PTA活動への助言 等

2 名簿の作成について

市町村等が社会教育士を活用していくための前提として、「どこに」「どのような」社会教育士がいるのかを把握できている必要がある。

また、称号取得後の社会教育士のフォローアップや連携のために社会教育士のネットワーク化が必要となるが、そのためにも名簿の存在が前提となる。名簿の作成に向けて、以下のような点を検討する必要がある。

(1) 情報を把握する方法

- ・ すでに称号を取得している者について、自治体を經由して講習に応募し受講した者については把握が容易だが、養成課程を経て称号を取得した者については、個別の連絡が困難。

⇒ 今後の取得者については、講習・養成課程ともに、講義の場などで呼びかける、資料を配布することが考えられる。

いずれの場合も強制はできないため、地域での活動を希望しない者については名簿に掲載しないことも考えられる。

(2) 名簿に掲載する情報、提供する情報の範囲

- ・ 氏名などの基本的な情報のほか、活動を希望する分野などの情報も必要。
- ・ 研修や交流会の情報提供のために把握すべき情報と、市町村等に提供する情報の範囲は必ずしも同一ではない。

(3) 名簿に掲載した情報の提供の方法

- ・ 個人情報を含むため、しかるべき機関が管理し、手続に沿って情報提供することが必要。
- ・ 研修等の情報は欲しいが地域での活動を希望しておらず、市町村等への情報提供を望まないといったニーズへの対応も必要。